

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 農業振興課

許認可等の内容		農村振興総合センター使用料の減免
根拠法令等及び条項		栃木市農村振興総合センター条例第10条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市農村振興総合センター条例第10条、栃木市農村振興総合センター条例施行規則第4条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 農村振興総合センター使用料の減免基準（条例第10条） 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 条例第10条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。（施行規則第4条）</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が利用するとき。</p> <p>(2) 公共的団体又はこれに類する団体が利用するとき。</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。</p>	